

## 第5章 計画の推進

### 1. 評価指標の設定

基本理念である「住み続けやすい、暮らしの活力となる住まい・居住環境をめざして」の実現に向けては、居住施策のテーマである「住み続けられる・安心して住める」、「住みやすい居住環境が持続する」、「災害に対応できる居住環境が形成されている」をめざした取り組みが求められます。

本計画の推進にあたり、各テーマの達成状況を検証するために評価指標を設定します。指標については、継続的に把握が可能な統計的数値等を使用し、指標ごとに基準値と目標値を設定します。

#### テーマ1：住み続けられる・安心して住める

指標名	基準値	目標値	出典
	指標の考え方		
持ち家におけるリフォーム実施率	30.6% (平成30(2018)年)	基準値より上昇 (令和10(2028)年)	住宅・土地統計調査
	既存ストックが有効に利用されている		
新築における認定長期優良住宅の累計戸数	2,574戸 (平成30(2018)年度)	5,000戸 (令和11(2029)年度)	茨木市資料
	長期にわたって良好な住宅ストックが確保されている		
大阪府分譲マンション管理適正化推進制度に基づく管理サポートの登録を行った管理組合数	13団体 (平成30(2018)年度)	30団体 (令和11(2029)年度)	大阪府資料
	分譲マンションの管理が円滑に行われている		
高齢者の居住する住宅の一定のバリアフリー化率	44.6% (平成30(2018)年)	50.0% (令和10(2028)年)	住宅・土地統計調査
	高齢者が安心して住むことができる住宅が確保されている		
大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度協力店の登録件数	9件 (平成30(2018)年度)	基準値より増加 (令和11(2029)年度)	大阪府資料
	住宅確保要配慮者が住宅を確保しやすくなっている		
セーフティネット住宅登録数※	475件 (平成30(2018)年度)	基準値より増加 (令和11(2029)年度)	国土交通省資料
	住宅確保要配慮者が住宅を確保しやすくなっている		
若年・子育て世代の転出入※	627人転入超過 (平成30(2018)年)	転入超過 (令和11(2029)年)	住民基本台帳移動報告
	若年・子育て世帯が安心して住むことができる		

※セーフティネット住宅登録数：セーフティネット住宅情報提供システムにおける住宅の登録件数。

※若年・子育て世代の転出入：0歳～39歳の転出入差し引き数。

## テーマ2：住みやすい居住環境が持続する

指標名	基準値	目標値	出典
	指標の考え方		
居住誘導区域の人口密度	107人/ha (平成27(2015)年)	基準値を維持 (令和7(2025)年)	茨木市資料
	居住誘導区域において良好な居住環境が持続されている		
住宅の省エネルギー化率(一定の省エネルギー対策が講じられている住宅ストックの比率)	19.1% (平成30(2018)年)	30.0% (令和10(2028)年)	住宅・土地統計調査
	環境に配慮した良好な居住環境が創出されている		
北部地域における交流人口※	165,079人 (平成26(2014)年)	基準値より増加 (令和11(2029)年)	茨木市資料
	北部地域の活力の向上により居住環境の維持につながっている		

## テーマ3：災害に対応できる居住環境が形成されている

指標名	基準値	目標値	出典
	指標の考え方		
住宅の耐震化率	77% (平成25(2013)年)	95% (令和7(2025)年)	住宅・土地統計調査
	災害に強い住宅が確保されている		
災害時に連携できる住宅関連団体※	0団体 (平成30(2018)年度)	2団体以上 (令和11(2029)年度)	茨木市資料
	災害時の円滑な支援体制が確保されている		

## ※北部地域における交流人口：

里山センター、クリシタン遺物史料館、忍頂寺スポーツ公園、見山の郷、青少年野外活動センター利用者数の合計(年間)。

## ※災害時に連携できる住宅関連団体：

建築事業者、不動産事業者など、住宅の新築・維持管理・修繕などに関わる事業者の団体。

## 2. 施策の推進に向けて

本計画で定める施策の推進にあたっては、行政、市民、事業者等をはじめとした住まいに関係する多様な主体がそれぞれの役割を認識し、互いに連携して、良好な住まい・居住環境づくりに取り組むことが必要です。そこで、施策への取り組みにおける、市、市民、事業者の役割について以下のとおり整理します。

### (1) 市の役割

市は、本計画の実現に向けて、社会状況の変化や多様な居住ニーズ等に対応した住まい・居住環境づくりを総合的かつ計画的に進めていく役割を担っています。

市の組織は部門別に様々な部署に分かれ、それぞれ専門とした業務を担っていますが、住まいは都市整備や建築などのハード面だけでなく、日常的な生活サービスなどのソフト面とも大きく関係しており、庁内（市役所組織内）の複数の部署が住まいとのつながりを有しています。そのため、本計画の推進にあたっては、庁内における横断的な連携を重視し、住まいにつながる施策に関する情報や課題の共有を図りながら取り組みを進めます。

住まいに関する助成制度や相談窓口などは既に幅広く存在しており、市民のニーズに応じた適切な情報を提供し、必要な情報を市民が選択し活用することが本計画の実現に向けた行政の基本的な役割と言えます。そのため、積極的な情報提供等により市民や事業者の主体的な取り組みを支援するとともに、市民や事業者の理解を深め、積極的な参加と協力を得るための意識啓発に努めます。

### (2) 市民の役割

住まいは、本来、そこに暮らす市民一人ひとりのために存在するものです。そのため、持ち家や賃貸といった居住形態を問わず、日常において市民一人ひとりにとって住み続けやすい住まいであるために自らができることを認識することが不可欠となります。そのうえで、住まいの維持や災害への備えなど自らができることを意識し、実践につなげる行動が求められます。

また、市民一人ひとりにとって住み続けやすい住まいであるためには、それぞれの住まいのことだけでなく、自らの住まいが近隣に及ぼす影響についても意識する必要があります。近年は自治会加入率が減少傾向にあり、地域との関わり合いを避ける傾向も見られますが、良好な住まい・居住環境とするためには日ごろから隣近所や自治会との関わり合いを構築するなど地域社会の一員であることを意識した行動が大切となります。

### (3) 事業者の役割

良好な住まい・居住環境づくりにあたり、住宅の供給及びサービス提供の担い手である事業者は住宅市場において重要な役割を担っており、事業者による活動が都市づくりをはじめ、住まいや居住環境に対して様々な影響を与えることを事業者自らが認識し、健全な住宅市場の形成などの取り組みや市民への情報提供、相談等を行うことが求められます。

また、公的賃貸住宅の事業者においては、子育て世帯や高齢者等に対する良質な賃貸住宅の供給、多様化する社会のニーズに対応したサービスの提供を含め、民間賃貸住宅市場では十分に対応できない住宅の供給に取り組む役割を担っています。

### 3. 計画の進行管理

本計画に基づく居住施策の推進にあたっては、施策の進行状況の確認や改善などを行いながら基本理念や居住施策のテーマの実現をめざすこととし、本計画の策定時に関係各課で組織された庁内検討会や、学識経験者等で組織される茨木市居住施策推進委員会を活用しながら、計画の進行管理を行います。

施策を推進するうえで、概ね5年後には計画の見直しについて検討するとともに、社会状況の変化をはじめ、国や大阪府の動向、市の総合計画など上位・関連計画の策定や改定の状況などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。